

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の
促進等に関する基本方針を定めた件の一部改正案に関する
パブリックコメントの募集について

平成22年2月1日
＜問い合わせ先＞
国土交通省総合政策局建設業課
TEL：03-5253-8111（代表）
（内線24755）

○趣旨

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）附則第4条においては、「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされています。これを受けて、今般、同法第3条の規定に基づき「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定めた件」（平成13年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）について、所要の改正を行う予定です。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様から、御意見を募集いたします。頂いた御意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対して、個別に回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定めた件の一部改正案

2. 意見募集期限

平成22年3月2日（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

(1) 電子メールの場合 (テキスト形式でお願いいたします。)

電子メールアドレス : kengyo@mlit.go.jp

国土交通省総合政策局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(電子メールの題名を「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定めた件の一部改正案に係るパブリックコメント」としてください。)

(2) F A X の場合

F A X 番号 : 03-5253-1553

国土交通省総合政策局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(件名を「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定めた件の一部改正案に係るパブリックコメント」と明記してください。)

(3) 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定めた件の一部改正案に係るパブリックコメント」と明記してください。)

※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。

※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。(匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

(別添)

〔意見提出様式〕 国土交通省総合政策局建設業課パブリックコメント担当 宛

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定めた件の一部改正案に対する意見

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

理由：

【お問い合わせ先】 国土交通省(03-5253-8111)

総合政策局建設業課 (内線24755)